

ときのまど

時の窓

TOKI NO MADO

No.209

2019/4/19

ようこそ裁判所へ!ようこそ全司法へ!

新たな仲間を迎え入れて、楽しい職場を作っていきましょう

「青年協」とは?

新採用職員のみなさん、ご入所おめでとうございます。

青年協とは、全国の全司法の青年部で作られた 組織です。そして、この「時の窓」は青年(青年協) が青年のために作る新聞です。

全国各地の青年のみなさんが楽しく職員生活を 送れるよう、「つながり」を作ること、青年の「要求を 実現」することを目的に活動しています。

「つながり」という面では、各地で行われた学習会 やレクリエーションの企画・運営・参加により、青年 のみなさんがつながる機会を作っています。また、 参加した経験は別の会議やレクでの企画・運営に 反映させ、還元しています。

「要求実現」という面では、最高裁と年3回、意見 交換の場(交渉)を持っています。交渉では、各地 の青年部役員を通してみなさんから伺った「現場の 実情」「青年の声」を伝え、改善を求めています。

これまでも、「青年の声」を伝えたことで、書記官 試験の成績開示を勝ち取ったり、総研の研修環境 が改善したりするなど、多くの成果を出しています。

この職場環境を後輩たちに引き継ぐため、さらに 改善するために、みなさんに加入していただき、職 場の声を届けてください!



↑青年協はここ(最高裁)にあります!



◆新潟での 歓迎会♪ 全員加入 おめでと う!

広島では→ 多くの先 輩に囲ま れて歓迎 会!





◆奈良の 歓迎会♪ 全員加入 してくれ ました♪

埼玉でガ→ イダンス その場で の加入も♪



島根・新潟・奈良・徳島・沖縄で全員加入!

全国各地で全司法のガイダンスや歓迎会が行われ、新 採加入の報告がたくさん寄せられています!

職員生活に役立つ知識や頼れる仲間をつくれるのが全司法です。加入者のみなさんは、知識取得や仲間づくりに全司法を活用してください。未加入者のみなさんも、ぜひ加入いただき、知識やつながりを共有しましょう!

初任給が支給されましたね。 項目がたくさんあって見方が難しい 給与明細…その見方を説明します!

給与明細の見方~各種手当~

詳細は組合役員にご確認ください!

職員番号	給与期間	(1) 報酬•俸給	(2) 扶養手当	(3) 地域手当	(4) 広域異動手 当	(5) 特別調整額	(6) 初任給調整 手当	(7) 特地勤務手 当	(8) 準特地勤務 手当	(9) 住居手当	(10)通勤手当
	H31.4.15	180,700									
報酬の号・俸給表級号俸		(11) 単身赴任手 当	(12)期末手当	(13)勤勉手当	(14) 寒冷地手当	(15) 本府省業務調 整手当	(16) 超過勤務手 当等	(17) 特別勤務手 当等	(18) 警備手当	(19) 宿日直手当	(20) 予 備
行(一)											
1 - 25		(21) 共済短期	(22) 介護掛金	(23) 厚生年金保 険料	(24)被課税金額	(25) 所得税	(26) 住民税	(27) 宿舎費	(28) 財形貯蓄	(29) その他控除	(30)退職等年金
氏 名	受領印										
•• ••	備考		(31) 確定拠出掛金	(32) 給与支給総 額	(33) 控除計	(34)支給総額	内手渡額	内振込額			

支給される分 → (1)~(19)=(32)

引かれる分 \rightarrow (21) \sim (23),(25) \sim (31)=(33)

(控除される分)

支給額計 → (32)-(33)=(34)

(1)報酬•俸給

「報酬・俸給」は、裁判所職員臨時措置法で準用する一般職の職員の給与に関する法律6条1号イの別表第1記載の「行政職俸給表(一)」に基づき、級号俸に応じた金額が支給されます。なお、裁判所書記官・家庭裁判所調査官・法廷警備員については、「俸給の調整額」も含まれます。

■官民一体となった春闘のとりくみを背景として、 人事院勧告で、5年連続の賃上げ(俸給表改訂) を勝ち取っています。しかし、それでも「自立し て生活できる」「結婚してもまともに暮らせる」水 準には至っていません。青年協は、賃金の更なる 改善を求めています。

(2)扶養手当

「扶養手当」は、扶養親族のある職員について以 下のとおり支給されます。

- 子…10,000円
- •配偶者…6,500円

• 父母及び祖父母…6.500円

(3)地域手当

「地域手当」は、地域の民間賃金水準を公務員給与に反映させることを目的に、民間賃金の高い地域に勤務する職員に、((1)+(2))に以下の%を掛けた金額が支給されます。支給対象の本庁所在地は以下のとおりです(支部にも支給対象の地域はあります。)。

20%…最高裁、東京

16%…横浜、大阪

15%…さいたま、千葉、名古屋

12%…神戸、福岡

10%…水戸、京都、奈良、大津、広島

6%…宇都宮、静岡、甲府、和歌山、津、岐阜、 仙台、高松

3%…前橋、長野、新潟、福井、金沢、富山、岡山、長崎、札幌、徳島

※上記以外の本庁所在地は対象外(O%)です。

■全国で同じ仕事をしているのに、地域によって 2割もの給与格差があります。青年協では、地域 間格差の縮小、支給地域の拡大を求めています。

(4)広域異動手当

「広域異動手当」は、職員が官署を異にして異動 した場合、((1)+(2))に以下の%を掛けた金額が 3年間支給されます。

- 60km 以上 300 k m未満…5%
- 300km 以上…10%

※地域手当が支給される場合、地域手当の支給割合を減じた割合になり、地域手当の支給割合以下の場合、広域異動手当は支給されません。

(7)特地勤務手当

(8) 準特地勤務手当

「特地勤務手当」及び「準特地勤務手当」は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する裁判所に勤務する職員に支給される手当です。「特地勤務手当」と「準特地勤務手当」とでは、支給額や支給期間等に違いがあります。

(9)住居手当

「住居手当」は、自ら居住するための住宅を、 ①借り受け、②現に当該住宅に居住し、③月額 12,000 円超の家賃を支払っている職員に以下 の割合で支給されます(宿舎に入っている場合は 支給されません。)。

i) 月額 23,000 円以下の場合

家賃額-12,000円

- ii) 月額 23,000 円超~55,000 円未満の場合 (家賃額-23,000 円)×1/2+11,000 円
- iii) 月額 55,000 円以上の場合 27,000 円
- ※ i)~ iii) いずれも百円未満切り捨て
- ■全国各地から上限 27,000 円では足りないと 悲鳴が上がっています。青年協では、住居手当の 支給額の改善を求めています。

(10)通勤手当

「通勤手当」は、通勤距離が2km 以上である場合に以下の基準で支給されます。

i) 交通機関等利用者

6か月を超えない範囲内で、1か月を単位とする 通勤に要する額(定期券の場合は、発行されてい る最長通用期間に相当する期間のもの)(上限 55,000円)。

ii) 自動車等の使用者

次のとおり、使用距離に応じて、定額が月単位で支給されます。

片道 5km 未満である職員: 2,000円 片道 5km 以上 10km 未満である職員: 4,200円 片道 10km 以上 15km 未満である職員: 7,100円 片道 15km 以上 20km 未満である職員: 10,000円 片道 20km 以上 25km 未満である職員: 12,900円 片道 25km 以上 30km 未満である職員: 15,800円 片道 30km 以上 35km 未満である職員: 15,800円 片道 35km 以上 40km 未満である職員: 21,600円 片道 40km 以上 45km 未満である職員: 24,400円 片道 45km 以上 50km 未満である職員: 26,200円 片道 50km 以上 55km 未満である職員: 28,000円 片道 55km 以上 60km 未満である職員: 29,800円 片道 60km 以上である職員: 31,600円

iii) 交通機関等と自動車等の併用者

通常徒歩によることを例とする距離を越えて交通機関等を利用し、かつ、自動車等の使用距離が2km以上の場合、iとiiの額の合計額が支給されます。それ以外の場合、i又はiiの額のいずれか高い額が支給されます。

- ※新幹線を利用して通勤する職員については、厳しい要件の下、i)~iii)に加え、特別料金等の1/2相当額(上限20,000円)が支給されます。
- ■車通勤をした場合、駐車場代や高速道路代は支給されません。しかし、職場近くに自費で駐車場を借りざるを得ない地域や通勤に高速道路を利用せざるを得ない地域もあります。駐車場代や高速道路代も支給するよう、支給要件の拡大・緩和を求めています。
- ■新幹線通勤前提の異動を組まれる事例が多々あります。官側の都合で異動している以上、新幹線代を含めた交通費全額が出るよう、支給基準・支給額の改善を求めるとともに、不要不急な異動を組まないよう求めています。
- ■災害時、通常の交通経路が分断され、異なる経路で登庁した場合に、手出しが生じないよう、認定替えを柔軟に行うよう求めています。

(11) 単身赴任手当

「単身赴任手当」は、①官署を異にする異動又は 官署の移転に伴い、②転居し、③やむを得ない事 情により同居していた配偶者と別居し、④単身で 生活することを常況とし、⑤距離制限を満たす職 員に次のとおり、支給されます。

基礎額(30,000円)+加算額(距離が 100km以上の場合、距離に応じ、8,000円~70,000円)※「④距離制限」については、原則として、60km以上ですが、60km未満でも満たす場合があります。

▼採用や総研入寮を機に単身赴任になった場合、 (調査官など)夫婦双方が転居を伴う異動を強い られた場合には支給されません。官側の都合で単 身赴任になったことには変わりないので、青年協 では、支給対象の拡大を求めています。

(12)期末手当 (13)勤勉手当

賞与については、 次号で詳しく紹介します♪

「期末手当」「勤勉手当」は賞与(いわゆるボーナス)です。賞与は年に2回(6月30日と12

月 10 日) 支給されます。

(14)寒冷地手当

「寒冷地手当」は、北海道等の寒冷地域に勤務する職員に11月~翌年3月に地域や扶養親族の有無等に応じて支給されます(7,360円~26,380円)。

■北海道を中心に支給期間や支給額の引上げを、 東北を中心に支給地域の拡大を求めています。

(15)本府省業務調整手当

「本府省業務調整手当」は、最高裁に勤務する職員に対し、職務の級に応じて支給されます(1級6,300円~7級以上41,800円)。

(16)超過勤務手当

「超過勤務手当」は、早朝・昼休み・夕方・休日 (宿日直業務の時間は除く。)のいずれであって も、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜ られて勤務した場合に、その勤務した全時間に対 して以下の割合で支給されます。

勤務1時間当たりの給与額×支給割合×超過勤務時間数

※勤務1時間当たりの給与額=[((1)+(3)+(4))×12]÷(1週間当たりの勤務時間×52)

勤務日	超過勤務時間	支給割合
平日	5:00~22:00	125/100
	22:00~翌 5:00	150/100
休日	5:00~22:00	135/100
	22:00~翌 5:00	160/100

(19)宿日直手当

「宿日直手当」は、宿日直を行った職員に対し、 1回当たり7,400円支給されます。

■人事院勧告を受け、昨年手当が 200 円上がりましたが、未だ実態に見合った金額とは言えません。青年協では、手当の更なる引上げを求めるとともに、宿日直業務の負担軽減を求めています。

中国地連 青年部長会議・ロウスクール

2月2日(土)~2月3日(日)に中国地連青年部長会議、ロウスクールを開催しました。初日は、主に各支部での活動の振り返り、暮らしむきアンケートの報告、非常勤職員採用に関する報告等を行いました。2日目は、採用2~3年目の青年組合員を対象に模擬折衝を見てもらい、実際に問題が起きた時に組合がどのように活動しているかを理解してもらうことや班別に分かれ、超過勤務上限規制で起こりうる問題事例や異動に関する問題事例を検討してもらい、今後、青年組合員に大きく関わる事項を勉強してもらいました。





青年組合員からは、「4月から導入される超過勤務の上限規制の理解ができた」や「採用年数が経っていなくても異動要求を出しても良いということを知れてよかった」「各地区により異動内示の時期が違うのを初めて知り、他の地区で早くできているのなら中国地区においても早く異動内示を出せるのではないかと思った」などの感想があり、今後の組合活動への理解を得られる良い機会となりました。

九州地区では、2月24日(日)に青年部長会議を開催し、引き続き、2月25日(月)から福岡 高裁当局との青年上高団交渉を行いました。

青年部長会議では、九州地区の青年部長が 日ごろの組合活動に対する目標や不安につい て、本音で話し合うことができました。

その中で、青年運動について、①青年部長が中心となって活動を進めていくこと、②どのような場面でも一人で抱え込まず、全司法全体で運動を進めていくこと、③新規採用者に対して、早期から青年部が中心となって加入の呼びかけを行っていくことを確認しました。





引き続く、2日目には、福岡高裁次長に対し、九州地区の 青年の代表者による上高団交渉を行いました。九州地連の 交渉という位置付けだったものの、青年層が主体的に交渉 を行うというとりくみは今まで実現していなかったもので、各 支部の代表者として、青年層が交渉に参加し、参加者から も有意義だったとの声が寄せられました。

交渉の内容については、青年層からの追及ということもあり、①賃金、②採用・異動、③人事評価、④CE・CA 試験制度、⑤ただ働き残業根絶を中心として交渉を進めました。

交渉においては、高裁次長から青年層に対して意見を求める場面などもあり、形式的にとどまらず、青年部員と高裁次長との意見交換の場としても、今までにない交渉を行うことができました。

次号予告 東北地連青年部長会議 北海道地連ウインタースクール など